

離婚届記入例 (R8.4.1~)

離婚届 令和8年4月1日届出 岡山県総社市長 殿											
(1)	氏名 (フリガナ) 夫 総社 太郎 妻 総社 花子	夫 氏名 総社 太郎	妻 氏名 総社 花子	生年月日 平成6年3月7日	生年月日 平成8年5月4日						
(2)	住所 住民登録をしているところ 本籍 外国人のときは 国籍だけを書いてください	総社市中央一丁目1番1号 総社ハイツ101号室		総社市見延638番地							
(3)	離婚の種別	筆頭者の氏名 総社 太郎		養父母の氏名 父 山手 昭雄 続き柄 長男 母 山手 洋子 続き柄 長女 養父 総社 進太郎 続き柄 養父 養母 総社 道子 続き柄 養母		養父母との続き柄 父 倉敷 秀夫 続き柄 二女 母 倉敷 弘子 続き柄 二女					
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	協議離婚 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/>		和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/>		離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/>		婚姻前の氏にもどる者の本籍 夫 総社市見延 638 番地 妻 倉敷 花子 番地			
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 総社 一郎 総社 二郎 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子									
(6)	同居の期間	令和 元年 11月 から (同居を始めたとき)		令和 7年 4月 まで (別居したとき)							
(7)	別居する前の住所	総社市中央一丁目1番1号 総社ハイツ101号室									
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯									
(9)	夫妻の職業	夫の職業 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		妻の職業							
(10)	届出人署名押印	夫 総社 太郎 印		妻 総社 花子 印							
証人		署名押印 清音 太郎 印		署名押印 山手 美子 印							
生年月日		平成4年10月10日		平成6年11月11日							
住所		総社市地頭片山20番地		総社市地頭片山30番地							
本籍		倉敷市西中新田 10 番地		岡山市北区大供一丁目 1 番地							

なるべく黒インクまたはボールペンで書いてください。
届書は長年保存しますので、鉛筆や消えやすいインクなどで書かないでください。
届書に書き込むときは、楷書ではっきりと戸籍のとおり記入してください。
□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

氏名は現在の姓で記入してください。

「筆頭者氏名」欄には、戸籍の初めに記載されている人の氏名を書いてください。

実父母の氏名を記入してください。

左記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他欄に書いてください。

裁判離婚のときは、調停成立の日、審判または判決の確定の日等を書いてください。

婚姻前の戸籍にもどるか、一人で新しい戸籍をつくるか選択してください。
新本籍を作る場合は、土地の地番号(番地)または、住居表示による街区符号(番)で表示することができます。
※離婚後も婚姻中の氏を引き続き称することができます。
その場合は、この欄には何も記載しないで『離婚の際に称していた氏を称する届』を提出してください。
『離婚の際に称していた氏を称する届』については裏面をご覧ください。

未成年の子がいる場合は、親権を行う子の氏名を記入してください。
・協議離婚のとき.....夫と妻の両方またはどちらか一方を親権者と定めて当てはまる箇所にその子の氏名を書いてください。
・裁判離婚のとき.....夫と妻の両方またはどちらか一方が親権者と指定されますので、当てはまる箇所にその子の氏名を書いてください。

※子の親権者が決まっていなくても、家庭裁判所に親権者指定の調停の申し立てがされていれば離婚ができます。その場合、ここにその子の氏名を書いてください。

※協議離婚で親権者の定めをした場合はこの欄のチェックが必ず必要です。
よく内容を確認し、夫および妻の箇所に必ず本人がチェックしてください。

夫妻とも現在の姓で書いてください。
・協議離婚のとき.....夫婦それぞれ署名してください。
・裁判離婚のとき.....申立人または訴えの提起者が署名してください。
必ず本人が自署してください。押印は任意です。

協議離婚のときだけ 証人として成年者(18歳以上) 2人の署名を必要とします。押印は任意ですが、家族、友人夫婦等同じ姓の方が証人になる場合で 押印する場合は別々の印鑑を押印してください。氏名・生年月日・住所・本籍を正確に記入してください。

※親権者を定めるだけでは、子供の戸籍は変わりません。子供を離婚後の母(父)の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所で許可を得て入籍届が必要です。
※離婚届書右下部分の「離婚後の子育ての分担、親子交流、養育費の分担について」のチェック欄は記載必須項目です。

☆取り扱い及びお問い合わせ先
総社市役所 ワンストップ課 Tel(0866)92-8247